

ボイラ燃料油管における材料の使用制限に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

ボイラ燃料油管における材料の使用制限に関する事項

改正理由

現行の鋼船規則検査要領 D 編では、ボイラの噴燃ポンプと燃焼装置との間の短管については、火災に晒される可能性が極めて低いことから、配管艤装の工作性を配慮し、銅管の使用を認めていた。しかしながら、昨今艤装中に誤って当該銅管に接触したことで、銅管が破損し、油が漏洩した事故が報告された。

今般、上記のような損傷事故を未然に防止するため、ボイラ燃料油管の使用材料の規定を改めた。

改正内容

ボイラの噴燃ポンプと燃焼装置との間に銅管を使用することを認める旨の規定を削除した。